

第4期中期目標期間における

広報戦略

(今後情報収集、情報発信、理解啓発及び広報活動
の推進方策)



平成28年3月

平成29年3月改定

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

目 次

I. 情報収集、情報発信、理解啓発及び広報活動の一体的推進 -----	1
II. 広報戦略の目標 -----	1
III. 今後の方向性 -----	1
IV. 具体の方策 -----	2
1. 戰略的かつ計画的な情報収集と階層的な情報コンテンツの整備 -----	2
2. 情報の効果的普及を目的とした情報発信の充実 -----	2
3. 広く一般国民を視野に入れた理解啓発活動の推進 -----	4
4. 支援機器等教材に関する情報収集、情報発信、理解啓発の推進 -----	5
5. 研究所の存在や認知度を高める広報活動の充実 -----	5
6. 発達障害教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上-----	6
V. 広報推進体制 -----	7

I. 情報収集、情報発信、理解啓発及び広報活動の一体的推進

- 本研究所は、これまで特別支援教育のナショナルセンターとして、「情報普及」を主要活動の一つとして位置づけ、研究成果の還元はもとより、国の政策や教育現場の課題解決等に資する様々な情報の収集・発信や理解啓発活動に力を入れてきた。
- 一方、今後、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムを構築していくためには、全ての学校をはじめとする関係者や関係機関、幅広い国民から、特別支援教育に関する理解・支援を得ることが不可欠であり、研究所に対しても、活動の一層の充実が求められている。
- このような状況に適切に対応するため、第4期中期目標を踏まえ、研究所として、特別支援教育に関する情報収集、情報発信、理解啓発及び広報活動を一体的かつ戦略的に推進するため、基本方針や具体的方策をまとめた「広報戦略」を策定する。

II. 広報戦略の目標

- 広報戦略は、特別支援教育に関する情報を系統的に収集し、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報を提供すること、また、理解啓発等を通じて、幅広い国民からの特別支援教育に関する理解・支援を得ること、これらの活動を通して、国の政策立案や教育現場の実践等に貢献し、もって、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に積極的に寄与することを目標とする。

III. 今後の方向性

- 上記の目標を達成するため、以下の4つの基本方向の下に、情報収集、情報発信、理解啓発及び広報活動を推進する。
 1. 特別支援教育に関する情報を戦略的かつ計画的に収集するとともに、これらの情報を利用者に応じた階層的な情報コンテンツとして整備する。
 2. 特別支援教育に関する研究の成果を還元する等、情報の効果的普及を目的として、情報発信を充実する。
 3. 学校関係者はもとより、広く一般国民を視野に入れて、理解啓発活動を推進する。
 4. 特別支援教育に関するナショナルセンターとしての研究所の存在や認知度を高めるための広報活動を充実する。

IV. 具体的方策

1. 戦略的かつ計画的な情報収集と階層的な情報コンテンツの整備

(1) 戦略的かつ計画的な情報収集の充実

① 計画的な情報収集活動と情報の一元的管理

- 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。また、国や都道府県、関係団体等を対象に、政策や活動の動向、関連する情報を計画的に収集する。
- 都道府県・市区町村教育委員会や学校等を対象に、教育実践に関する事例や支援機器等教材に関する情報を計画的に収集する。
- 収集した情報は、所内において一元的に管理するともに、それらを基に、コンテンツを作成するために必要なデータとして整理する。

(2) 利用者に応じた階層的な情報コンテンツの整備

① 研究成果に関する情報コンテンツの整備

- 研究成果については、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、ガイドブック、指導資料集等わかりやすい形で情報提供できるコンテンツとして整備する。

② 階層的な情報コンテンツの整備

- 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。

- 特別支援教育に関する専門性向上支援についてはホームページでの講義配信として整備することにより、特別支援教育に関する基礎的な内容についてはホームページのコンテンツとして整備することにより、特別支援教育に関する一般的な情報についてはQ&Aや解説の形で整備することにより、それぞれの対象に応じたコンテンツとして整備する。

2. 情報の効果的普及を目的とした情報発信の充実

(1) 情報発信ツールの整備・充実

① 情報発信の中心となるホームページの改訂

- 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中・高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用

して、研究成果等の研究所が有する情報の発信を充実する。特に、研究所のホームページについては、情報発信の主要ツールとして、コンテンツを計画的・体系的に整備するとともに、平成 29 年度に、様々な利用者層にとって有用でわかりやすいものとなるよう、アクセシビリティーの改善やタブレット型端末やスマートフォンでの閲覧への対応等を図り、全体構造を整理したものに更新する。

- ホームページは、特別支援教育に関する理解の異なる様々な利用者を誘導できる画面設計とともに、特別支援教育について体系的に理解でき、新しいトピックスも含めた検索が容易にできる設計とする。ホームページには、1. で整備した階層的な情報コンテンツを順次、掲載するとともに、関係するホームページとのリンク等の充実も図ることにより、特別支援教育に関するセンター的機能を担うホームページを目指す。
- 國際的な情報発信を強化するため、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。特に、発達障害教育については、多くの国でニーズが多いことから、早急に進める。
- 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関するアンケート調査を定期的に行い、これに基づき、毎年度ホームページを改善する。また、平成 29 年度以降、ホームページの利用状況等を勘案して、更なる改善のための指標を検討する。

② 様々な情報発信ツールの整備充実

- インクルーシブ教育システム構築支援データベースについては、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。また、閲覧者の利便性向上のため、教育相談情報提供システムと一体的に運用するとともに、取組内容や活用方法がわかる概要を作成するなど、わかりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。
- 特別支援教育教材ポータルサイトについては、実践事例の充実と利用しやすい環境への改善を進めるとともに、研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室）との関連を強化した構成とする。
- 研究紀要の他に、研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を毎年度それぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の

情報等を紹介するメールマガジンを毎月1回配信する。

(2) 情報発信活動の充実

① 学術的な情報発信活動の充実

- 研究成果については、ホームページを通じた情報提供を充実するとともに、積極的に学会発表や誌上発表を行う。また、都道府県・市区町村教育委員会等に対して、研究成果の報告書や概要を送付し、その普及に努める。

② 学校関係者への情報発信活動の充実

- 都道府県が実施する説明会やセミナー、研修会等の機会を利用して、市町村や幼稚園、小・中・高等学校等の教員への特別支援教育に関する情報提供を充実する。また、特別支援教育に関連する校長会のほか、小・中・高等学校の校長会やPTA等の教育関係団体に対しても、情報発信を充実する。

- 都道府県の教育委員会や特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等へ講師を派遣するとともに、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や情報提供を計画的に進める。

③ 幅広い関係者に対する情報発信活動の充実

- 教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域におけるセミナーや研修会、展示会等を開催する。また、関係機関や関係団体等と協力したセミナーやシンポジウム等を企画する。

3. 広く一般国民を視野に入れた理解啓発活動の推進

- 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを毎年度開催する。また、研究所公開を毎年度開催し、施設の公開・展示等を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。研究所セミナー及び研究所公開については、インクルーシブ教育システムの構築に当たって重要な、かつ、一般の国民が興味をもつようなテーマの設定や内容の工夫をする。

- 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育の関係機関や保護者団体等と連携した事業を実施する。

- 幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページに障害の基礎知識やQ&A等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。

- 國際シンポジウムを定期的に開催すると共に、全國の各地域で支援機器展示会や発達障害理解啓発事業を開催し、特別支援教育に関する幅広い情報を一般国民にわかりやすく発信し障害に関する理解啓発を推進する。
- 国の政策当局や国立の研究機関に対し、幅広く研究所の活動や研究成果等について理解を深めてもらうため、セミナーや意見交換会を開催する。

4. 研究所の存在や認知度を高める広報活動の充実

- 研究所の活動を紹介するビデオを新たに作成するとともに、広報用のポスターやチラシ等様々な広報媒体の充実を図り、幅広い関係者に対する広報活動を推進する。広報用のポスターやチラシについては、ビジュアルでわかりやすく、広く国民の関心を引くような工夫を図る。
- 研究所メールマガジンについて、教育委員会や関係団体等へのPRの充実により、登録者数の増加を図るとともに、随時、内容の改善・充実を進める。
- 研究所の活動や動向を報道機関に対して積極的に情報提供とともに、報道機関関係者の特別支援教育に対する理解を促進するための方策について検討する。また、研究成果や関連情報等について、ホームページへの掲載のほか、書籍化や新聞・雑誌等への記事掲載を推進する。
- 国等が実施する説明会やセミナー等の機会を通じて、都道府県・市区町村教育委員会に対する広報活動の充実を図るとともに、関係機関や関連団体等に対しても、イベント等の共催や、ポスター・チラシの配布・掲示等を要請する。
- 研究所の存在を外部により積極的に伝えるため、研究所公開のほか、研究所が主催する特別支援教育や障害者スポーツ等に関するイベントや市民公開講座等を検討する。

5. 支援機器等教材に関する情報収集、情報発信、理解啓発の推進

- 特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、特別支援教育教材ポータルサイトについて、特別支援学校のほか、幼稚園、小・中・高等学校の実践事例の収集を充実し、幅広い教育現場で活用できる情報コンテンツとして整備する。また、関連する情報の充実やホームページへのリンク等を進め、支援機器等教材に関する総合的な情報発信サイトとして構築する。
- 研究所の i ライブラリー(教育支援機器等展示室)を計画的に整備するとともに、

展示する支援機器等に関する情報をホームページ上で公開する。

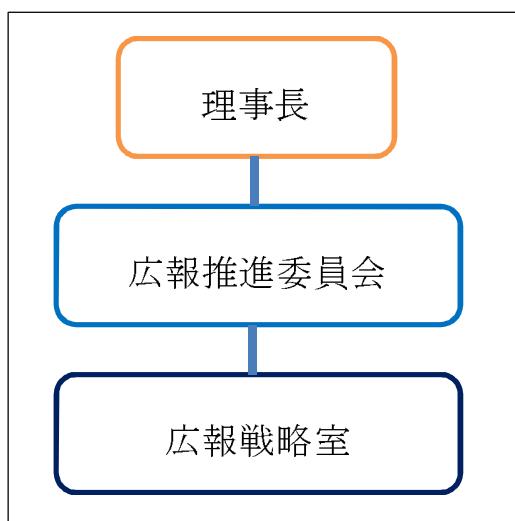
- 支援機器等教材に関する研修会や展示会を毎年度、研究所セミナーや全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会や展示会を毎年度4回開催する。

6. 発達障害教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上

- 発達障害者支援法の改正や発達障害に関する社会における関心の高まり、早期支援の取組からライフステージを通じた一貫した支援の重要性など、発達障害に関する理解啓発や支援の充実等の必要性が高まっていることを踏まえ、発達障害教育情報センターを発達障害教育推進センターに改組し、保健・医療・福祉・労働等の関係機関と連携して、生涯にわたる支援の充実を図る。
- 高等学校段階での課題についての研修講義の配信や教育実践セミナーにおいて進学（大学生段階）の課題を取り上げるなど、就労・進学に関する情報提供・理解啓発の充実を図る。
- 発達障害に関する最新情報や国の動向等について、インターネットを通じて、幅広く国民に提供するとともに、発達障害教育に関して、教育現場で必要な基本的な知識と指導・支援に関する具体的な情報を提供する。
- 教育現場における発達障害教育に関する指導・支援の充実のために、校内研修や自己学習に活用できる研修動画の配信や、幼稚園、小・中・高等学校等において活用しやすい教材教具等の情報コンテンツの充実を図る。
- 発達障害教育に関する研究成果の普及や教育実践セミナーの開催、都道府県等の教育センター等との共催による地域理解啓発事業等の実施を通じて、発達障害教育に関する理解推進と実践的な指導力の向上を図る。
- 厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進することにより、より幅広い情報提供を可能とするネットワークを構築する。
- 研究所の発達障害教育推進センター展示室の計画的な整備・充実を図るとともに、研究所が主催するイベント等において、教材教具の展示等を行う等、情報提供の機会を拡充する。

V. 広報推進体制

- 研究所における情報収集、情報発信、理解啓発及び広報活動を全所的な取組として推進するために、以下のような体制を組織する。



- 広報推進委員会は、理事、各部長、センター長により構成し、広報戦略の実施に関する重要事項について検討するとともに、進捗管理や各部・センターへの指示・依頼等を行う。
- 広報戦略室は、情報・支援部及び総務部の関係職員により構成し、広報推進委員会が示した方針の実行に関わることや、具体化に際しての所内調整、連携等を担当する。
- 広報戦略に係る具体的な取組は、所内の全ての部・センターに関わることから、事柄に応じて、適切な役割分担と連携・協力体制を構築して、着実に推進する。